情報案内

役場開庁時間　8:30 ～ 17:30
（土・日・祝日除く）

町民課

役場1階 窓口1番
☎47―2203
税の関係 ☎47―2193

固定資産税などの納期は6月1日

固定資産税・軽自動車税の納期は、6月1日(月)です。納期内に必ず納めましょう。

○**問合せ**　町民課資産税係・町民税係

自動車税も納期までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（原則、車検証に記載されている使用者）に収めていただく道税です。必ず6月1日(月)までに納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は、網走支庁北見道税事務所までご連絡ください。

○**問合せ**
網走支庁北見道税事務所（☎25―8681）

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合（工事費が30万円以上）、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一定期間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**減額期間**
○平成18年～平成21年までの改修…3年間減額
○平成22年～平成24年までの改修…2年間減額
○平成25年～平成27年までの改修…1年間減額

福祉保健課

総合福祉センター 窓口7番
☎47―5555

幼児フッ素塗布を受けましょう

フッ素を歯の表面に塗ることで歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

○**実施歯科医院**
湯本歯科医院
○**実施期間**
5月中（歯科医院の診療時間内）
○**対象年齢**
未就学児～1歳6か月児（平成15年4月2日～平成19年11月30日生まれのお子さんが対象です）
○**個人負担**　800円（フッ素塗布には、受診票が必要です）
○**申込み**　福祉保健課健康増進係までお申し込みください。フッ素塗布に必要な、受診票を発行します。

医療機関での子宮がん・乳がん検診

医療機関で、乳がん（視触診のみ）・子宮がん検診を受けることができます。

○**実施期間**
随時（平成22年3月31日まで）
○**対　象**　乳がん検診（平成22年3月31日現在で30歳以上の女性）
子宮がん検診（平成22年3月31日現在で20歳以上の女性）
○**申込み**　随時（福祉保健課健康増進係窓口で受診券を発行しますので、お申し込みください）
○**自己負担金**
乳がん検診　1，000円
子宮がん検診　2，000円
（受診券発行時にお支払いください）

訪問リハビリ支援

町では病気や事故による後遺症やまひ、ひざ関節症や腰痛、高齢による足腰の筋力低下などがみられ日常生活に支障のある方や、身体症状の悪化を防ぐことを希望される方を対象に、作業療法士による訪問リハビリ支援を行います。（障がいの程度は問いません）

訪問リハビリ支援では、作業療法士から自宅でのリハビリの方法や身体状況に合わせた住宅改修などのアドバイスを行います。

○**とき**　6月16日(火)
○**ところ**　希望される場所（ご自宅・総合福祉センターなど）
○**定　員**　4～5人
○**スタッフ**
作業療法士（北見赤十字病院）、保健師
○**料　金**　無　料
○**申込み**　6月2日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ

農林商工課

役場2階 窓口13番
☎47―2116

農作業事故をなくしましょう

農業機械の大型化、高性能化が進むにつれ、農作業事故は大事故につながる恐れがあります。

特に、一人の作業では、事故が発生した場合に発見が遅れ、死亡するケースも少なくありません。油断は禁物です。十分に注意しましょう。

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0・01ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

●**農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です）**
①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと
②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと
③定められた使用時期を守ること
④定められた総使用回数以内で使用すること

農業委員会

役場1階 窓口2番
☎47―2204

農業後継者の対策

本町の基幹産業である農業の振興には、農業後継者を育成する各種対策が重要です。

本町では、農業委員会が事務局となり、町と農協の支援を受け、農業担い手対策推進協議会で、担い手対策の各種事業や農業体験実習生の受け入れ事業などを行っています。

農業後継者の配偶者対策については、5人の相談員が、青年の方やご家族の方のご相談を気軽に受けています。

農業担い手対策推進協議会
（事務局　農業委員会）

土地改良区

☎47―3165

放水による水位上昇に注意を

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。頭首工から放水するときは、警報サイレンを鳴らしますので、十分注意をしましょう。

水の事故に注意

各地で河川や用水路などでの水死事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子供たちの水死事故を防ぐために、普段から注意しましょう。

社会福祉協議会

☎47―3536

日赤社資募金にご協力を

5月は、「赤十字運動月間」です。日本赤十字社は、災害救護奉仕活動や献血事業など、人間愛に基づく活動を行っています。

この活動を支えているのは、皆さんからの社資募金です。

この募金運動が5月1日から31日まで、全国一斉に実施されますので、皆さんの温かいご協力をお願いします。

くらしのインフォメーション

フラワーマスターの認定講習会

「フラワーマスター」とは、花の育成管理に関する知識および技術を地域団体などに指導・助言するボランティアで、北海道が認定するものです。

フラワーマスターの講習会が7月に札幌市と倶知安町で開催されます。

講習を受けるには町の推薦が必要で、推薦にはいくつかの条件がありますので、受講希望の方はお問い合わせください。申し込み期限は5月8日(金)までです。

○**問合せ**　町民課町民相談係
（☎47-2203　役場1階 窓口1番）

子ども映画会

○**とき**　5月29日(金)
①14時15分　②15時
○**ところ**　くんねっぷ歴史館
○**内　容**　「なかよく力をあわせて」「モジャ公　宇宙から来た友だち」

図書館（☎47-2700）

市民団体協働の川づくり事業

「川づくり」からはじめませんか、あなたの「まちづくり」

この事業は、川沿いの自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

○**申込み・問合せ**　網走土木現業所北見出張所河川係（☎25-7311）
役場建設課（☎47-2118　役場1階 窓口4番）